

○財務省告示第百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十三回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格

五

方募

イ

入札競争
価格競争
入札競争

競争入札発行」という。
市場特別参加者・第II非価格競争
るものによると発行（以下「国債
参加者ごとに応募限度額を定め
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に執行される入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行」という。）
「国債市場特別参加者・第I非
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者ごとに応募限度額
であつて、財務大臣が各国債市
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

各申込みのうち応募価格の高い
も申込みのその応募価格の順次
当て入る。応募額を案分により
各申込みの応募額を割り当てる。
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入札競争
価格競争
入札競争

額面金額で一兆七千九百二億円

											十	十	九	八																							
											ロ	イ	一												二												ハ
											発			振			額			最																	
											格			替			低			行			争			非			者			特			国		
											行			単			額			入			争			非			者			特			国		
											格			位			面			札			格			第			参			市					
											日			金			金			格			第			第			加			場					
											日			位			金			格			第			第			加			場					
											額	銭	額	平	す	額	の	振	五												四						
											面	以	面	成	る	の	記	替	万												千						
											金	上	金	三	。	整	載	法	円												百						
											額	の	額	十		数	又	の													二						
											百	そ	百	一		倍	は	規													十						
											円	れ	円	年		の	記	定													億						
											に	ぞ	に	三		金	録	に													三						
											つ	の	つ	月		額	は	よ													千						
											き	の	き	六		に	よ	る													八						
											百	の	百	日		よ	る	最													百						
											一	の	円			る	も	低													万						
											円	の	九			も	の	額													円						
												格	十			の	面	口																			
													八			と	金	座																			
																	簿	簿																			

十二
十三

入札競争
価格競争
札発
利率
経過
の払込み

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

十四

初期利子

平成三十一年六月二十日を
平成三十一年六月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{1}$$

十五

第二期
以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六
十七
十八

償還
償還
元利支
払場所

平成四十一年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札参加
者

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成三十一年三月六日